

## 指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年福島県条例第68号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年1月14日

福島県知事 内堀 雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	福島県ハイテクプラザ（一部）	福島市三河南町1番20号 公益財団法人福島県産業振興センター	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	商工労働部産業振興課
2	小名浜港マリーナ施設	いわき市江名字東町1番地 大起造船工業株式会社	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	土木部港湾課
3	中之作港中之作プレジャーボート用指定泊地	いわき市小名浜字定西322番地の2 いわき小名浜遊漁船業協同組合	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	土木部港湾課